

令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金交付要項

（趣 旨）

第1条 知事は、将来の熊本の発展を支える国際的な視野を持った人材を育成するため、海外の高等学校等に留学する者に対し、予算の範囲内において留学支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 支援金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- （1）熊本県内に所在地を有する県立及び私立高等学校、県立特別支援学校高等部及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に、留学期間中在籍している者（通信制課程の県外在住者を除く。）
- （2）海外の正規の後期中等教育機関（日本の高等学校に相当するものに限る。以下「海外の高校」という。）に原則として1年間留学する者
- （3）令和7年（2025年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までに日本国を出国する留学を行う者
- （4）在籍している高等学校等の校長から推薦を受けた者
- （5）前年度の学年における全体の評定平均値が4.0（8.0）以上、かつ、外国語1科目及び任意の得意分野1科目の計2科目の評定平均値が4.5（9.0）以上である者（括弧内は10段階評価の場合）
- （6）過去に支援金の交付を受けていない者
ただし、過去に支援金の交付を受けた者で、自然災害等本人の責めに帰さない事由により留学が中止となった者は交付対象者とする。

（交付対象経費）

第3条 支援金の交付対象経費は、次に掲げる留学費用とする。

- （1）国際航空運賃（1往復分）
- （2）自宅から出国する国際空港まで及び受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1往復分）
- （3）空港税、燃油サーチャージ及び出国手続に要する諸費用
- （4）査証（ビザ）及び旅券（パスポート）の取得手続に要する諸費用
- （5）海外の高校に納付する授業料等
- （6）海外傷害保険料
- （7）寮費、ホームステイの場合におけるホストファミリーに支払う費用
- （8）地方公共団体、高等学校等及び高校生の留学又は交流を扱う民間団体等（以

下「団体等」という。)が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合における、(1)～(7)の一部又は全部を含むプログラム参加費。ただし、留学が決定する前に生じる費用(海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用、受験料等をいう。)は対象外とする。

- 2 支援金の交付対象経費は、支援金の交付決定後に支出されなければならない。ただし、知事が特段の事情があると認める場合は、支援金の交付決定前に支出した経費も令和6年(2024年)4月1日までに限り、遡って補助の対象とすることができる。

(支援金の交付額)

- 第4条 支援金の基準額は、50万円とする。ただし第2条第6号ただし書きに該当する者の基準額は、50万円から既に交付した額を差し引いた額とする。
- 2 支援金の交付額は、前項に規定する基準額又は交付対象経費の実支出額から団体等から給付された奨学金等の額を控除した額(千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)のいずれか少ない額とする。

(支援金の交付申請)

- 第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、在籍校の校長を経由して提出するものとする。
- 2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 留学計画書(別記第1号の2様式)
 - (2) 在籍校の校長による推薦書(別記第1号の3様式、厳封したもの)
 - (3) 第2条第5号の成績要件が確認できる成績証明書(厳封したもの)
 - (4) 在籍校に提出した留学願の写し及び発行された留学許可書の写し
 - (5) 海外の高校へ留学が許可されたことを証明する資料の写し
 - (6) 作文等(テーマは別に定める。)(別記第1号の4様式)
 - (7) 実用英語技能検定等の英語能力の証明書の写し(提出可能な者のみ)
- 3 申請時に前項第4号及び第5号の書類が提出できない場合は、当該書類を取得次第、速やかに提出するものとする。
- 4 申請期限は、別に知事が定める日までとする。

(支援金の交付決定)

- 第6条 支援金の交付は、別に定める選考基準に基づき決定するものとし、規則第6条の規定による交付決定の通知は、支援金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。ただし、支援金を交付しない場合は別記第2号の2様式により行うものとする。

（交付決定の変更）

第7条 規則第7条第1項の変更事由は、留学計画の主要部分の変更（留学先や留学期間等の留学内容の変更及び交付対象経費の増減（交付決定額の増減を伴うもの又は交付対象経費の総額の30パーセントに相当する額を超えるものに限る。））とし、変更申請書（別記第3号様式）に変更した留学計画書（別記第1号の2様式）を添付して提出するものとする。

2 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による変更の決定通知は、変更交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる時期は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、支援金実績報告書（別記第5号様式）によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、支出報告書（別記第5号の2様式）及び交付対象経費の支払を証する資料（第3条第1項各号に掲げる経費の支払額や第4条第2項の団体等から給付された奨学金等の額がわかるもの。ただし、団体等が主催する海外派遣プログラムに参加して留学した場合は、団体等へ支払った参加費の内訳がわかる資料も添付すること。）とする。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、第3条第1項各号に掲げる経費の支払が完了した日から起算して30日を経過した日（当該経過した日が第6条第1項に掲げる交付決定日より早い日であるときにあっては、交付決定日から起算して30日を経過した日）又は令和8年（2026年）3月6日のいずれか早い日とする。

（支援金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による支援金の額の確定通知は、支援金交付確定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（支援金の請求）

第11条 規則第16条第1項の規定による支援金の請求は、支援金請求書（別記第7号様式）によるものとする。

（状況報告及び調査）

第12条 支援金の交付を受けた者は、留学を修了した日から起算して30日以内に、留学修了報告書（別記第8号様式）を在籍校の校長を経由して提出するもの

とする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し、留学の状況に関して報告を求め、又はその状況を調査することができる。

（交付決定の取消し等）

- 第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）交付決定を受けた者が偽りの申請により交付決定を受けたとき。
- （2）交付決定を受けた者がやむを得ない事情を除いて留学を中止したとき。
- （3）交付決定を受けた者がやむを得ない事情で留学を中止した場合で、支出済の交付金の交付対象経費の払戻しを受けたとき。
- （4）交付決定を受けた者が不正、怠慢その他不適当な行為を行い、知事が当該交付決定を取り消すことが適当と判断したとき。

- 2 知事は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を定めて、交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（証拠書類の保管期間）

- 第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（雑 則）

- 第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要項は、令和7年（2025年）5月20日から施行し、施行日から適用する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

熊本県知事 様
住所 〒
ふりがな
氏名

令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金交付申請書
熊本県高校生留学支援金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金交付要項第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請額 金 円

※添付書類（添付する書類の□欄にチェックを入れてください。）

- ☐ 1 留学計画書（別記第1号の2様式）
- ☐ 2 在籍校の校長による推薦書（別記第1号の3様式、厳封したもの）
- ☐ 3 令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金交付要項第2条第5号の成績要件が確認できる成績証明書（厳封したもの）
- ☐ 4 在籍校に提出した留学願の写し及び発行された留学許可書の写し
- ☐ 5 海外の高校へ留学が許可されたことを証明する資料の写し
- ☐ 6 作文等（別記第1号の4様式）
- ☐ 7 実用英語技能検定等の英語能力の証明書の写し（提出可能な者のみ）

法定代理人の同意
令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金交付要項に基づき、令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金の交付申請、請求その他本支援金に関する一切の手続きを行うことに同意します。
署 名
住 所
電話番号

※両親がいる場合、法定代理人は父母双方について記入してください。

別記第 1 号の 2 様式（第 5 条、第 7 条関係）

留 学 計 画 書

氏 名		
学校名・学年		
留 学 先	国 名	
	学校名	
	期 間	

交付申請金額の算出根拠

交付対象経費 ※特段の事情がある場合を除き、交付決定後に支出されるものに限る。	項目	金額
	1 国際航空運賃（1 往復分）、空港税、燃油サーチャージ 及び 出国手続諸費用	
	2 自宅から出国する国際空港及び受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1 往復分）	
	3 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）の取得手続に要する諸費用	
	4 海外の高校に納付する授業料等	
	5 海外傷害保険料	
	6 寮費、ホストファミリーに支払う費用	
	7 民間団体等が主催する海外派遣プログラム の参加費（留学決定前の費用は対象外）	
	8 その他	
	※上記 1 ～ 8 の合計額	①
奨学金等	団体等からの奨学金等 (団体等名)	②
	①－②の額	③
	③を千円以下切り捨てした額	④
	過去に給付を受けた支援金(※)の額	⑤
交付申請額	※基準額 5 0 万円から 欄⑤を差し引いた額 又は 欄④のいずれか少ない額 金 円	

(※) 熊本県高校生留学支援金を指す。

別記第 1 号の 3 様式（第 5 条関係）

年 月 日

熊本県知事 様

学校名

学校長名

下記の者を、熊本県高校生留学支援金の申請者としてふさわしいことを認め、推薦します。

記

在籍学科・学年		科	年	在籍
氏 名				
推 薦 理 由	人物・適性			
	学 業			
	特別活動 賞歴等 (学内外問わず)	※必要に応じて本人に実績等を確認のうえ記載してください。		
	実用英語検定等 の英語能力 (取得者のみ)	試験名	級・スコア等	
		試験名	級・スコア等	

※ 作成後、発行者にて厳封してください。

別記第 1 号の 4 様式（第 5 条関係）

※日本語で作成すること（パソコン等使用可）

作文：テーマ「留学を志望する理由及び留学を通して学びたいこと」（800 字程度）	
※自己 P R、特別活動及び受賞歴等	
学校名	
申請者自筆署名	

別記第2号様式（第6条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金交付決定
通知書

年（ 年） 月 日付けで申請のありました熊本県高校生留学支援金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、金
円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

別記第2号の2様式（第6条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金の不交付に
ついて

年（ 年） 月 日付けで申請のありました熊本県高校生留
学支援金については、選考の結果、交付しないこととしましたので、通知します。

別記第3号様式（第7条関係）

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住所〒

氏名

令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金変更申請書
年（ 年） 月 日付け 第 号で支援金交付決定
のあった熊本県高校生留学支援金について、下記のとおり変更したいので、熊本県
補助金等交付規則第7条及び令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金
交付要項第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 円
（前回までの交付決定額 金 円）

2 変更の理由

3 添付書類 留学計画書（別記第1号の2様式）

別記第4号様式（第7条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金変更交付
決定通知書

年（ 年） 月 日付けで申請のありました熊本県高校生留学支援金の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、金 円を交付することに決定しましたので、同規則第7条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第5号様式（第9条関係）

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住所〒

氏名

令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金実績報告書
年（ 年） 月 日付け 第 号の交付決定通知に
基づき熊本県高校生留学支援金に係る支払を行ったので、熊本県補助金等交付規則
第13条及び令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金交付要項第9条
の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

添付書類

- （1）支出報告書（別記第5号の2様式）及びその根拠資料（第3条第1項各号に掲げる経費の支払額や第4条第2項の団体等から給付された奨学金等の額がわかる領収書等の写し。ただし、団体等が主催する海外派遣プログラムに参加して留学した場合は、団体等へ支払った参加費の内訳がわかる資料も添付すること。）

※以下、未提出の場合

- （2）在籍校に提出した留学願の写し及び発行された留学許可書の写し
- （3）海外の高校へ留学が許可されたことを証明する資料の写し

別記第5号の2様式（第9条関係）

支出報告書

	項目	金額
交付対象経費 ※特段の事情がある場合を除き、交付決定後に支出されたものに限る。	1 国際航空運賃（1往復分）	
	2 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続諸費用	
	3 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）	
	4 受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1往復分）	
	5 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）の取得手続に要する諸費用	
	6 海外の高校に納付する授業料等	
	7 海外傷害保険料	
	8 寮費、ホストファミリーに支払う費用	
	9 民間団体等が主催する海外派遣プログラムの参加費（留学決定前の費用は対象外）	
	10 その他	
	※上記1～10の合計額	①
奨学金等	団体等からの奨学金等 （団体等名）	②
	①－②の額	③
	③の千円未満切り捨てした額	④
	過去に給付を受けた支援金（※）の額	⑤
実績額	※基準額50万円から欄⑤を差し引いた額 又は欄④のいずれか少ない額 金 円	

（※）熊本県高校生留学支援金を指す。

別記第 6 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

令和 7 年度（ 2 0 2 5 年度）熊本県高校生留学支援金交付確定通知書
年（ 年） 月 日付け 第 号で交付決定しまし
た熊本県高校生留学支援金については、熊本県補助金等交付規則第 1 4 条の規定に
より、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 支援金交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 支援金交付決定額 | 金 | 円 |

別記第 7 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所〒

氏名

令和 7 年度（2 0 2 5 年度）熊本県高校生留学支援金請求書
年（ 年） 月 日付け 第 号で確定の通知があつた令和 7 年度（2 0 2 5 年度）熊本県高校生留学支援金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 1 6 条第 1 項及び令和 7 年度（2 0 2 5 年度）熊本県高校生留学支援金交付要項第 1 1 条の規定により請求します。

記

金 円

※申請者本人名義の口座情報を御記入ください。

振込口座について	
金融機関名（支店名）	（ 支店）
口座種別（○を付けてください）	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義（フリガナ）	（ ）

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ
---------	----------------

書類発行（作成）責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

別記第 8 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

熊本県知事 様

氏名

令和 7 年度（2 0 2 5 年度）熊本県高校生留学支援金留学修了
報告書
令和 7 年度（2 0 2 5 年度）熊本県高校生留学支援金交付要項第 1 2 条の規定に
より、関係書類を添えて、下記のとおり留学が修了したことを報告します。

記

学校名・学年		
留 学 先	国 名	
	学校名	
	期 間	

添付書類 留学を終えての感想文（様式自由、概ね 1 5 0 0 字以上）